

第2章 第7期障害福祉計画

第7期障害福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害福祉施策の推進を図ることを目的としています。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

《国の指針》

- ・地域移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4（2022）年度末の5%以上を削減する

【成果目標】

項目	数値等	考え方
令和4年度末の入所者数（A）	102人	
令和8年度末の入所者数（B）	97人	令和8年度末の利用者数見込
削減数（C）	5人	令和4年時点から令和8年度末までの削減数
削減率（C/A）	5%	
地域生活移行者数（D）	6人	令和4年度末の入所者数のうち、令和8年度末までの移行者数
地域生活移行率（D/A）	6%	

（目標設定の考え方）

国の基本指針に基づき、令和8年度末において、令和4年度末から施設入所者数を5%削減し、6%が地域生活に移行する目標を設定しています。

（目標達成のための方策）

入所施設・相談支援事業所等との連携により、地域生活を希望する障害者が、安心して地域で暮らすことができるよう、実態に合った支援を提供し、地域移行を進めていきます。

地域生活支援システムの周知や関係機関とのネットワーク強化を図り、緊急時においても安心して地域生活を送ることができる体制を整備します。

施設入所者個々の望む暮らしを計画相談支援を通して明らかにし、地域生活への移行や施設入所支援の個別支援計画へつなげていきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の指針》

- ・精神障害者の病床等の成果目標については、県が設定
市では基本指針を踏まえた活動指標を設定

【活動指標】

項目	見込み
保健，医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3 回
保健，医療，福祉，介護，当事者及び家族等の関係者の協議の場への参加者数	15 人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回
令和8年度末の精神障害者における共同生活援助の利用者数	30 人/月
令和8年度末の精神障害者における自立訓練（生活訓練）の利用者数	10 人/月

（目標設定の考え方）

国の基本指針に基づき、県と連携をして、各項目の目標を設定しています。

（目標達成のための方策）

協議の場において、課題等を検討し取組を行います。当事者や支援者の困り感から出る課題の軽減に向け協議を進めていきます。

3 地域生活支援の充実

《国の指針》

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【成果目標】

項目	数値等	考え方
令和8年度末の地域生活拠点等の整備か所数	1か所	三次市障害者支援センターを中心とした、面的な支援ネットワークの体制を維持し、機能の充実を図る
地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築	有	
コーディネーターの配置	1人	市内の相談支援専門員をコーディネーターとして配置
地域生活拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	1人	機能事業所として登録した事業所に担当者を配置
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回	障害者支援協議会において、拠点の運用状況の検証と機能充実に向けた検討を実施
地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築	有	三次市障害者支援センターを中心に、機能事業所による緊急時の相談支援や受入支援の体制を維持する。
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備	圏域実施	強度行動障害を有する障害者に関するニーズの把握等により、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を行う

（目標設定の考え方）

国の基本指針による、令和8年度末までに地域生活支援拠点を原則各市町村に1か所以上整備し、機能の充実に向けた検証及び検討を年1回以上実施する目標に準じて設定しています。

（目標達成のための方策）

三次市障害者支援センターを中心とした、相談、緊急時の受け入れ・対応の機能を持った面的な支援ネットワークの体制を維持し、機能の充実を図ります。運用状況や機能の充実を障害者支援協議会において検証と検討を実施します。

強度行動障害に関する課題やニーズを相談支援の内容から把握し、関係機関と連携し、支援体制の整備について検討します。

4 福祉施設から一般就労への移行

《国の指針》

- ・就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする
- ・就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする

【成果目標】

①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値等	国基本指針
令和3年度の一般就労移行者数（A）	3人	
令和8年度の一般就労移行者数（B）	4人	
移行割合（B／A）	1.33倍	1.28倍
Aのうち就労移行支援利用者数（C）	1人	
Bのうち就労移行支援利用者数（D）	2人	
移行割合（D／C）	200%	
Aのうち就労継続支援A型利用者数（E）	1人	
Bのうち就労継続支援A型利用者数（F）	1人	
移行割合（F／E）	100%	
Aのうち就労継続支援B型利用者数（G）	1人	
Bのうち就労継続支援B型利用者数（H）	1人	
移行割合（H／G）	100%	

②就労移行支援事業所から一般就労への移行

項目	数値等	国基本指針
令和3年度の就労移行支援事業所数（A）	1か所	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数（B）	0か所	
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合（B／A）	0%	
項目	数値等	国基本指針
令和8年度の就労移行支援事業所数（C）	1か所	
令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数（D）	1か所	
移行割合（D／C）	100%	50%

③就労定着支援事業の利用者

項目	数値等	国基本指針
令和３年度の就労定着支援事業の利用者数（Ａ）	０人	
令和８年度の就労定着支援事業の利用者数（Ｂ）	１人	
移行割合（Ｂ／Ａ）	－	141%

④就労定着支援事業所利用後の就労定着率

項目	数値等	国基本指針
令和３年度の就労定着支援事業所数（Ａ）	０か所	
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が７割以上となる事業所数（Ｂ）	０か所	
就労定着率が７割以上の事業所の割合（Ｂ／Ａ）	0%	
令和８年度の就労定着支援事業所数（Ｃ）	１か所	
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が７割以上となる事業所数（Ｄ）	１か所	
就労定着率が７割以上となる事業所の割合（Ｄ／Ｃ）	100%	25%

（目標設定の考え方）

国指針を踏まえて、一般就労への移行者数を設定しています。事業者数については、近年の実績をもとに数値を設定しています。

（目標達成のための方策）

三次市障害者支援センターや備北障害者・生活就業支援センター、公共職業安定所等と連携して就労支援を進めていきます。また、就労定着支援の実施に向けて関係機関との協議を進めます。

また、障害者支援協議会とも連携し、障害者雇用の理解促進を進めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

《国の指針》

- ・各市町村又は各圏域に基幹相談支援センターを設置する。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の取組を行う。

【成果目標】

項目	数値等	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	体制有	三次市障害者支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、相談支援部会において、地域の相談支援体制の強化のための取組を進めています。

（目標設定の考え方）

国の基本指針による、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする目標に準じて設定しています。

（目標達成のための方策）

障害者やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応する機関として、基幹相談支援センターを継続して設置します。相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材育成への支援、相談機関との連携強化については、基幹相談支援センターが中心となり実施します。

三次市障害者支援センターや相談支援部会を中心として、相談支援の充実と体制強化を図っていきます。

【活動指標】

項目	単位	R6	R7	R8	説明
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施	実施	実施	三次市障害者支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	7	7	7	三次市障害者支援センターにおいて、専門的な指導・助言を行います。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	2	2	2	相談支援部会において、勉強会・研修会を実施します。
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	12	12	12	相談支援部会において、毎月部会を開催し、連携強化を図ります。

【活動指標】（発達障害者に対する支援）

項目	単位	R6	R7	R8	説明
ピアサポートの活動への参加人数	人	5	5	5	三次市障害者支援センターにおいて、ピアサポーターの養成と活動支援を行います。精神障害者に加えて発達障害者のピアサポート活動への参加も促していきます。

6 障害福祉サービス等の質の向上

《国の指針》

- ・都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する

【成果目標】

項目	数値等	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	体制有	次の活動指標も踏まえ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を検討します。

（目標設定の考え方）

国の基本指針による、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする目標に準じて設定しています。

（目標達成のための方策）

障害者総合支援法の具体的内容について市職員の理解が広がるよう、初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修への聴講等への参加を促進します。

自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行います。また、事業所に対する指導監査結果について、市と事業所で共有し適切なサービス提供の促進を図ります。

以下の活動指標も踏まえ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を検討します。

【活動指標】

項目	単位	R6	R7	R8	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人／年	3	3	3	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	—	体制有	体制有	体制有	新たな取組として実施を検討していきます。
	回／年	1	1	1	

7 障害福祉サービス等の見込み量と確保策＜活動指標＞

原則として、令和5（2023）年9月までの実績に加え、アンケートでの利用意向を参考に利用者数、利用時間数を算出しています。

（1）訪問系サービス

区分	サービス内容
居宅介護	障害のある人等で居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害のある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	1,070	1,136	1,207	970	864	869
	人/月	72	78	85	68	67	64
重度訪問介護	時間/月	838	1,257	1,257	1,317	730	1,276
	人/月	2	3	3	3	3	3
同行援護	時間/月	69	74	79	27	79	42
	人/月	9	10	11	4	5	5
行動援護	時間/月	10	10	10	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	10	10	10	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	898	927	958
	人/月	73	75	78
重度訪問介護	時間/月	1,363	1,455	1,554
	人/月	3	3	4
同行援護	時間/月	41	41	40
	人/月	5	5	4
行動援護	時間/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	10	10	10
	人/月	1	1	1

【見込量算出の考え方】

平成30年度から令和5年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズを考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用時間、利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

(2) 日中活動系サービス

区分	サービス内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障害のある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、本人の能力や適性や地域社会、事業所の状況にあった選択ができることを目指して必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、生産活動等に機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続を利用して一般就労した障害のある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害のある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	日/月	3,204	3,225	3,245	3,429	3,416	3,335
	人/月	154	155	157	163	164	167
自立訓練 (機能訓練)	日/月	20	20	20	0	17	20
	人/月	1	1	1	0	1	1
自立訓練 (生活訓練)	日/月	15	15	15	23	69	82
	人/月	1	1	1	1	5	6
就労移行支援	日/月	53	62	72	87	74	89
	人/月	5	6	7	7	5	5
就労継続 支援（A型）	日/月	911	976	1,045	846	809	721
	人/月	48	50	23	45	42	37
就労継続 支援（B型）	日/月	3,794	3,953	4,118	3,769	4,025	4,107
	人/月	221	230	240	216	225	228

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	2	2	2	0	0	0
療養介護	人/月	14	14	14	13	12	12
短期入所 (福祉型)	日/月	281	304	326	319	331	380
	人/月	29	33	36	31	37	43
短期入所 (医療型)	日/月	51	54	56	15	62	31
	人/月	6	9	12	3	6	5

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	日/月	3,404	3,475	3,547
	人/月	170	172	175
自立訓練（機能訓練）	日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	日/月	86	90	94
	人/月	6	7	7
就労選択支援	日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
就労移行支援	日/月	80	88	97
	人/月	5	8	10
就労継続支援（A型）	日/月	748	777	806
	人/月	37	37	38
就労継続支援（B型）	日/月	4,337	4,580	4,836
	人/月	236	244	253
就労定着支援	人/月	2	2	2
療養介護	人/月	11	11	10
短期入所（福祉型）	日/月	391	403	415
	人/月	44	46	47
短期入所（医療型）	日/月	39	48	59
	人/月	5	5	4

【見込量算出の考え方】

平成30年度から令和5年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、就労移行に係る目標値を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用日数、利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

(3) 居住系サービス

区分	サービス内容
自立生活援助	ひとり暮らしを希望する障害のある人に必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	障害のある人が、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	2	2	2	0	0	0
共同生活援助	人/月	86	87	89	92	96	95
施設入所支援	人/月	97	97	96	106	102	101

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2
共同生活援助	人/月	103	112	122
施設入所支援	人/月	100	98	97

【見込量算出の考え方】

平成30年度から令和5年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、地域移行に係る目標値を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

(4) 相談支援

区分	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害のある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人やひとり暮らしへと移行した障害のある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応等の必要な支援を行います。

【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	163	176	191	169	165	155
地域移行支援	人/月	2	2	2	0	0	0
地域定着支援	人/月	2	2	2	0	0	0

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	163	171	181
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	2	2	2

【見込量算出の考え方】

平成30年度から令和5年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

(5) 地域生活支援事業の見込量（活動指標）の算定

地域生活支援事業実施要綱に記載のある次の事業について、事業ごとに定める実施要領に基づき、関係団体等との連携を図りながら継続して実施します。

区分	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障害に対する理解を深める研修・啓発事業を進めます。
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

区分	サービス内容
相談支援事業	障害のある人の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行っています。また、障害福祉サービス利用の前提としてのサービス等利用計画作成にあたり、利用者のニーズに合わせた計画の作成を行います。 身体・知的・精神・発達障害の相談に総合的に対応する三次市障害者支援センターを中心とした、関係機関とのネットワークを強化し、相談から早期対応へとつなげていきます。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図っていきます。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人に、入居に必要な調整などに関する支援を行います。また、広島県居住支援協議会による広島県あんしん賃貸支援事業等の活動に取り組み、民間賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	障害のある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者及び精神障害者に対して、必要に応じ申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体における研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記者（奉仕員）の派遣事業を三次市社会福祉協議会に委託し行っています。 障害のある人のコミュニケーションが円滑に行われるよう、利用促進を図っていきます。
日常生活用具給付等事業	在宅の障害のある人に、日常生活用具を給付しています。 原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行っています。
移動支援事業	障害により外出が困難な人に、円滑に外出することができるよう、移動支援を行うヘルパーを派遣しています。 原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。
地域活動支援センター事業	一般企業で就労することが困難な障害のある人等に共同作業の場を設け、通所により、創作活動や生産活動の機会、社会との交流機会を提供しています。 日中活動の場として、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

【第6期の見込量（活動指標）と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施無	実施無	実施無
2 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	か所	7	7	7	7	7	8
②相談支援機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
③住宅入居等支援事業	件／年	1	1	1	0	0	0
4 成年後見制度利用支援事業	件／年	3	3	3	4	14	2
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	－	－	－	実施無	実施無	実施無
6 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業	件／年	45	45	45	69	49	48
②要約筆記者派遣事業	件／年	60	60	60	39	67	69
③手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	給付件数／年	5	5	5	5	2	5
②自立生活支援用具	給付件数／年	10	10	10	2	4	4
③在宅療養等支援用具	給付件数／年	15	15	15	6	11	11
④情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	15	15	15	3	4	5
⑤排泄管理支援用具	給付件数／年	1,600	1,600	1,600	1,356	1,424	1,396
⑥住宅改修費	給付件数／年	3	3	3	1	0	2
8 手話奉仕員養成研修事業	養成人数／年	10	10	10	10	9	9
9 移動支援事業	利用時間／年	599	633	684	135	29	31
	利用人数／年	20	21	22	8	10	9
10 地域活動支援センター事業	か所	4	4	4	4	4	4

※令和5（2023）年度は、9月までの実績から推計

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施無	実施無	実施無
2 自発的活動支援事業	実施の有無	実施無	実施無	実施無
3 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	か所	8	8	8
②相談支援機能強化事業	か所	1	1	1
③住宅入居等支援事業	実施の有無	実施無	実施無	実施無
4 成年後見制度利用支援事業	件／年	3	3	3
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施無	実施無	実施無
6 意思疎通支援事業				
①手話通訳者派遣事業	件／年	49	49	49
②要約筆記者派遣事業	件／年	67	67	67
③手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付件数／年	6	6	6
②自立生活支援用具	給付件数／年	8	8	8
③在宅療養等支援用具	給付件数／年	10	10	10
④情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	8	8	8
⑤排泄管理支援用具	給付件数／年	1,477	1,477	1,477
⑥住宅改修費	給付件数／年	1	1	1
8 手話奉仕員養成研修事業	養成人数／年	10	10	10
9 移動支援事業	利用時間／年	31	31	31
	利用人数／年	9	9	9
10 地域活動支援センター事業	か所	4	4	4

【見込量算出の考え方】

障害者相談支援事業は、現在の体制を継続します。

意思疎通支援事業は、手話相談員2人、手話支援員1人の常時3人（人役）体制を継続します。

地域活動支援センター事業は、現在の事業所数を踏まえ、ほぼ現状維持としています。

地域生活支援事業「市町村任意事業実施要領」に基づく事業のほか、次の事業等について、関係団体等との連携を図りながら継続して実施します。

【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 福祉ホーム事業	利用人数／年	5	5	5	6	7	7
2 生活訓練事業	利用人数／年	25	25	25	29	22	15
3 日中一時支援事業	利用人数／年	74	77	80	51	59	51
4 社会参加支援							
①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加人数／年	100	100	100	0	0	55
②点字・声の広報発行事業	利用人数／年	16	16	16	28	34	34
③要約筆記奉仕員養成事業	養成人数／年	5	5	5	4	9	9
④点訳奉仕員養成事業	養成人数／年	10	10	10	16	16	16
⑤朗読奉仕員養成事業	養成人数／年	20	20	20	0	15	15
5 訪問入浴サービス事業	利用人数／年	1	2	3	3	3	3
6 自動車運転免許取得費助成事業	件／人	1	1	1	0	0	1
7 自動車改造費助成事業	助成件数／年	3	3	3	3	2	1
8 福祉車両購入助成事業	助成件数／年	4	4	4	2	3	0

※令和5（2023）年度は、9月までの実績から推計

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 福祉ホーム事業	利用人数／年	7	7	7
2 生活訓練事業	利用人数／年	15	15	15
3 日中一時支援事業	利用人数／年	51	51	51
4 社会参加支援				
①スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	参加人数／年	60	60	60
②点字・声の広報発行事業	利用人数／年	34	34	34
③要約筆記奉仕員養成事業	養成人数／年	5	5	5
④点訳奉仕員養成事業	養成人数／年	15	15	15
⑤朗読奉仕員養成事業	養成人数／年	15	15	15
5 訪問入浴サービス事業	利用人数／年	5	6	7
6 自動車運転免許取得費助成事業	件／人	1	1	1
7 自動車改造費助成事業	助成件数／年	2	2	2
8 福祉車両購入助成事業	助成件数／年	3	3	3

【見込量算出の考え方】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、社会福祉協議会へ委託の障害者スポーツ教室開催事業のほか各種のレクリエーション教室やスポーツ行事、音楽会・作品展等の芸術文化活動を対象としています。